

令和7年度

「空き店舗及び空家利活用事業補助金」募集中！

西会津町では空き店舗及び空家を利活用し、町内経済の活性化に寄与し空家等の利活用モデルケースとなるような新規事業を起こす方に向けて補助金を支給しています。

長期間使用されていない店舗や長期間誰も住んでいない住宅等を利活用し新規事業を開始しようとする際に、改修にかかる費用や運営にかかる事業経費などを補助しています。



応募期間：令和7年5月14日(水)～令和7年7月31日(木)

応募対象者：以下要件を全て満たす方を対象とします

- ①町税等の未払いの無い方
- ②暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当しない方
- ③西会津町内の空き店舗及び空家を賃借又は購入した方
- ④西会津町主催の創業セミナー(創業塾)を受講済み又は今年度中の受講が確約できる方
- ⑤空き店舗及び空家において、新規創業し自ら経営する事業、既存事業とは別分野で新規企画し自ら経営する事業(第二創業)又は、現在事業を営んでいる者が多店舗展開をする事業を実施する方
- ⑥過去に本補助金の交付を受けたことが無い方
- ⑦創業後3年以上継続して営業を行うことが見込まれる方

補助率：補助対象経費の3分の2

補助金額：最大100万円

西会津町役場 商工観光課 商工観光係

TEL:0241-45-2213

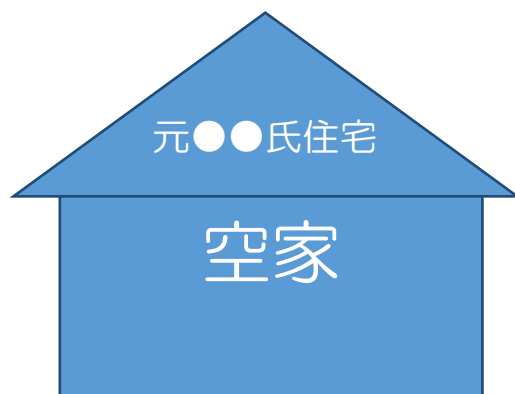
FAX:0241-45-4199

MAIL:syokou@town.nishiaizu.fukushima.jp

必読！！

「空き店舗」と「空家」の定義について

本補助金制度における、空家と空き店舗の定義は以下の通りとなっています。



現在使用されていない（居住実態がない）建築物



現在営業目的に利用されていない（営業実態がない）店舗

既に営業している店舗や既に居住している家屋は「空き店舗」「空家」としての要件を満たしませんので、本補助金の対象外となります。

空家を取得する際に、このことを念頭において慎重にご契約を進めてください。